

知って得する!

## 法律コラム



弁護士 大友竜亮

## 電子署名の法的な効果は？

## 弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋壱番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になります。

## 1 はじめに

よつば総合法律事務所の弁護士の大友です。新型コロナウイルスの影響により、テレワークを採用する企業が増え、「電子署名」を導入する企業が増えています。

電子署名を利用することで、書類をプリントアウトし、当該書類に署名押印する必要がなくなるというメリットがあります。今回は、電子署名の法的な効果について、簡単に説明します。

## 2 契約書における署名押印の法的な効果

## (1) 契約書に署名押印がなくても、契約自体は有効

契約は当事者の意思の合致により成立します。書面の作成及びその書面への署名押印は、原則として必要な要件とはされていません。したがって、特段の定めがある場合を除き、契約書の作成や署名押印をしなくても、契約の効力に影響はありません。

もっとも、契約の内容について意思の合致があったかどうか、後に紛争となる可能性がありますので、合意内容を契約書として作成しておくことは重要です。

## (2) 裁判で証拠になる文書

民事裁判において、文書が作成者の認識等を示したものであるとして証拠になるためには、その文書の作成者とされている人が真実の作成者であると相手方が認めるか、そのことが立証されることが必要であり、これが認められる文書は、「真正に成立した」ものとして取り扱われます。

## (3) 署名押印には、文書の成立の真正を推定する効果がある

署名押印が持つ法的な意味は、「文書の成立の真正」、すなわち文書の作成名義人が本当にその文書を作成した者であること(本人性)が推定されることにあります。推定の構成は次のようなもので、「二段の推定」と呼ばれています。

まず、文書の作成名義人の印影(判子を押したときに紙に写る朱肉の跡)が当該名義人の判子によって顕出されたものであるときは、判例上、当該印影は本人の意思に基づいて顕出されたものと推定されます。

次に、民訴法第228条第4項には、「私文書は、本

人・・・の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」という規定があります。この規定により、契約書等の文書の中に、本人の意思に基づく署名又は押印があれば、その文書は、本人が作成したものであることが推定されることになります。

このように、契約書に署名又は押印があることによって、契約書について成立の真正(本人性)の推定を受けられることになります。

それでは、電子署名の場合には、文書の成立の真正の推定を受けられるのでしょうか。

## 3 電子署名の法的効力について

## (1) 文書の成立の真正を推定する効果が認められている

電子署名法第3条により、電子文書等は、本人による一定の電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定されるよう定められています。したがって、要件にあてはまる電子署名がなされる場合には、紙媒体の書類にされる署名押印と同じような法的な効力が認められることになります。

## (2) 電子署名に推定効が認められる場合

電子署名法第3条では、次の要件を満たす電磁的記録には真正な成立が推定されると定められています。

- ① 本人による電子署名があること
- ② 電子署名が、これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものであること

電子文書であっても、上記要件を満たす電子署名があれば、署名押印のある契約書と同じように、文書の成立の真正を推定する法的効果が発生します。

## 4 さいごに

現在、多数の会社によって電子契約サービスが提供されています。どのような電子契約サービスであれば、電子署名法の「電子署名」に該当するか否かについて、法務省のHPで解釈が示されています。

電子契約の導入を検討する際には、どの電子契約サービスを選ぶのか、全ての契約を電子契約とするのか、それとも紙の契約書も残すのか等、適切なサービスを慎重に選択することが重要です。